

公共随契による貸付結果一覧表（令和8年9月契約分）

整理 番号	所在地	現況 地目	面積 (平方メートル)	契約 年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成 上の減価 要因	備考
1	東京都小笠原村母島字元地船木山国有林29林班二小班	山林	277	R8.9.1	—	R8.9.1～ R13.8.31	小笠原村長	6000020134210	水害予防施設敷	—	—	—	無償貸付
2	茨城県久慈郡大子町大字頃藤字男体山国有林2073林班こ1小班外	山林	1,408	R8.9.7	—	R8.9.7～ R13.3.31	茨城県知事	2000020080004	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
3	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹字大平外13国有林235林班る2小班	山林	1,945	R8.9.10	39,600	R8.9.10～ R10.5.31	吾妻農業事務所長 井田 浩	7000020100005	作業用地敷	—	—	—	
4	新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字東谷山国有林88林班ロ小班	山林	4,813	R8.9.14	12,821	R8.9.14～ R8.10.31	湯沢町長 田村 正幸	9000020154610	駐車場敷	—	—	—	
5	福島県福島市佐原字竹ノ森国有林41林班い1小班	山林	1,443	R8.9.14	31,300	R8.9.14～ R11.3.31	福島市長（農林整備課）	1000020072010	工事用作業道敷	—	—	—	
6	福島県石川郡古殿町大字山上字犬仏国有林1230林班あ小班外	山林	2,666	R8.9.14	55,100	R8.9.14～ R10.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員福島支社長 富永 憲夫	7370001044201	工事用地敷外	—	—	—	
7	福島県石川郡平田村大字蓬田新田字蓬田岳国有林1209林班ろ1小班外	山林	241,665	R8.9.14	3,153,346	R8.9.14～ R17.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 執行役員福島支社長 富永 憲夫	7370001044201	特別高圧架空電線路宇津峰線	—	—	—	2,771㎡増に伴う変更契約
8	静岡県榛原郡川根本町梅地 梅地国有林935林班と小班外	山林	19,227	R8.9.15	—	R8.9.15～ R13.3.31	川根本町長	3000020224294	遊歩道（川根トレイル_梅地）	—	—	—	無償貸付
9	静岡県駿東郡小山町木ノ根坂木ノ根坂国有林500林班と小班外	山林	391	R8.9.15	—	R8.9.15～ R13.3.31	静岡県知事	7000020220001	一般県道 足柄停車場富士公園線（ふじあざみライン）	—	—	—	無償貸付
10	福島県双葉郡川内村大字上川内字大津辺国有林620林班ぬ小班外	山林	本柱：1本 支線：4条 架線敷：5径間	R8.9.16	25,800	R8.9.16～ R23.3.31	東北電力ネットワーク株式会社相双電力センター 所長 田中 裕文	7370001044201	高圧架空電線路敷	—	—	—	

11	新潟県村上市三面字三面山国有林1172林班ろ小班外	山林	254	R8.9.17	3,000	R8.9.17～ R8.11.30	新潟県村上市地域振興局長 新保 直人	5000020150002	ボーリング数外	—	—	—	
12	群馬県沼田市上発知町字迦葉山丙350ノ1国有林17林班は小班外	山林	20	R8.9.17	3,000	R8.9.17～ R8.11.30	群馬県沼田土木事務所 所長	7000020100005	試掘・ボーリング調査数	—	—	—	
13	新潟県妙高市大字関川字蟹沢806番地13	山林	3	R8.9.24	1,210	R8.2.24～ R10.3.31	NTT東日本株式会社 埼玉事業部 新潟支店長	8011101028104	電柱数	—	—	—	
14	福島県いわき市小川町大字上小川字小川山国有林153林班は小班外	山林	本柱：1本 架線数：2径間	R8.9.24	6,880	R8.9.24～ R22.3.31	東北電力ネットワーク株式会社いわき電力センター 所長 酒井 和久	7370001044201	高圧電線路数	—	—	—	
15	群馬県利根郡片品村大字東小川字田代国有林68林班は1小班外	山林	209	R8.9.29	3,000	R8.9.29～ R11.3.31	片品村長	8000020104434	仮設取水口・導水管数外	—	—	—	

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物の解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合